

自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 自殺対策基本法に基づき実施する庁内各課の施策等について、相互の情報共有と「自殺対策協議会」との連携を図るため、自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する庁内各課との情報の共有化に関すること。
- (2) 自殺対策に関する関係課の役割と施策の実施に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる課をもって構成する。

2 連絡会議には会長を置き、健康福祉本部副本部長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は連絡会議事務を代表し、会務を総理する。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

(別表)

自殺対策庁内連絡会議構成課

| No | 本部名 | 所 属 |
|----|----------|------------|
| 1 | 総括本部 | 政策監グループ |
| 2 | 総括本部 | 消防防災課 |
| 3 | くらし環境本部 | こども未来課 |
| 4 | くらし環境本部 | くらしの安全安心課 |
| 5 | 健康福祉本部 | 地域福祉課 |
| 6 | 健康福祉本部 | 母子保健福祉課 |
| 7 | 健康福祉本部 | 長寿社会課 |
| 8 | 健康福祉本部 | 医務課 |
| 9 | 健康福祉本部 | 薬務課 |
| 10 | 健康福祉本部 | 健康増進課 |
| 11 | 健康福祉本部 | 総合福祉センター |
| 12 | 健康福祉本部 | 精神保健福祉センター |
| 13 | 農林水産商工本部 | 雇用労働課 |
| 14 | 農林水産商工本部 | 商工課 |
| 15 | 生産振興部 | 生産者支援課 |
| 16 | 教育庁 | 学校教育課 |
| 17 | 佐賀県警本部 | 生活安全企画課 |
| 18 | 健康福祉本部 | 障害福祉課 |